

平成30年11月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

平成30年11月27日（火）午前9時30分から午前9時58分

2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委 員（教育長職務代理者）	菅原 順子
委 員	渡辺 正美
委 員	永井 武義
委 員	重田 恵美子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	宮林 英樹
教育総務課長	古清水 千多歌
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	石渡 誠一
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	麻生 ひろ美
教育センター所長	本多 由佳里
歴史文化担当課長	立花 実

5 会議書記

教育総務課総務係長 大澤 貴之

6 傍聴人

2人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議を開催いたします。

○

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】

日程第1、前回議事録の承認について、お願ひいたします。

○教育長及び全委員 承認

○

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、教育長報告をいたします。本日は、「平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について」と、「平成30年度全国学力・学習状況調査の伊勢原市の調査結果について」の2件です。2件とも学校教育担当部長から報告いたします。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 それでは2点、報告させていただきます。

まず(1)、「平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動調査における伊勢原市の調査結果について」でございます。資料1をごらんください。

この調査は毎年度、文部科学省が全国の全小学校・中学校・高等学校を対象に、暴力行為、いじめ、不登校、自殺、出席停止の状況を調査・集計しているものに、神奈川県が独自に調査項目を追加し、10月25日に文部科学省及び神奈川県教育委員会が公表し、翌日26日に新聞等でも報道されたものでございます。

内容につきましては、以前説明させていただいておりますので、本日は割愛させていただきます。

続きまして(2)、「平成30年度全国学力・学習状況調査の伊勢原市の調査結果について」でございます。資料2をごらんください。

伊勢原市では、児童・生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証・改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」を、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、4月17日に実施いたしました。

内容につきましては、問題行動調査同様に、以前説明させていただいておりますが、特に8ページにあります、「家庭にお願いしたいこと」に関しましては、各小中学校での保護者会等でぜひ伝えていただけるよう、要請いたしました。

今回の問題行動調査、学力・学習状況調査の内容につきましては、先日の校長会でも報告させていただき、学校だより、あるいは保護者会、地域連絡会等での周知をしていただくようにお願いしております。また、児童・生徒を指導する先

生方に対しましても、各学校で問題提起をしていただくとともに、教育委員会として先生方の研修等で資料を活用していくことを予定しております。

両案件の資料につきましては、今後速やかに伊勢原市のホームページで公表する旨をご報告いたします。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 以上、2件の報告でございますが、ご質問やご意見などがありましたらお願いします。菅原委員。

○委員【菅原順子】 順番に、まず問題行動等調査ですが、5ページにありますように、いじめの発見の経緯について、本人からの訴えや保護者からの訴えがとてもふえているということは、とても風通しがよくなっているということで、先生に言うことによって何か対処をしてもらえるという、そういう気持ち、信頼感というものを、子どもや保護者の方が実感しているということのあらわれかとうれしく思っております。

4つほど質問ですが、まず1ページ目、下の小さい字で、全国には中等教育学校が含まれているが、県データは県立中等教育学校を除くとありますが、これは何を意味しているのかお願いします。

それから2ページ目、形態別の発生件数、小学校が6件ですが、下から3行目、加害児童の実数が8名となっています。これは、生徒間暴力の1件において、複数の子が絡んでいるのか、どんな事案か教えていただきたいと思います。

次に3ページ目、いじめの件数と態様ですが、表の下から3つ目の、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の平成29年度が非常に多いのですが、この理由や、具体的な内容などを教えていただきたいと思います。

それから不登校についてですが、通級指導教室であるとかフリースクールに通っているお子さんについては、この中にカウントされていないと思うのですが、その数について教えていただきたいと思います。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 4点ご質問をいただきました。1点目、県のデータから県立中等教育学校を除くとのについては、小中学校のカテゴリーであるので、中等教育学校ですと、学校として中学校相当の学年と高等学校相当の学年を分けるかどうかというふうに認識はしているのですが、もう少し詳しく確認してお答えしたいと思います。

2点目、2ページ目下段の、加害児童が複数いるケースということで、まさにそのとおりなのですが、こちらについても、後ほどお調べしてということでお願いします。

それから3点目、3ページのいじめの態様の中で、下から3段目の、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、この件数がふえているという状況についてです。基本的には、最初に書かれている嫌なことをされたというケースが今回多かったと認識しています。具体的には、例えばい

じめの態様の一番上の段の冷やかしやからかいと重なる部分もあるのですが、これをどちらでカウントしたかということで、嫌なことをされてしまったと報告したものをおまえ、こちらにカウントしたケースがふえたと認識しております。

それから4点目の、不登校のフリースクール等の確認ですが、こちらについても、今、手持ちにその数値を持っていませんので、こちらも後ほどお調べしてお答えいたします。

○教育長【鍛代英雄】 3点ほど、後日報告させていただくということでよろしくお願ひいたします。菅原委員。

○委員【菅原順子】 4ページの上のほうに書いてある、体を押されたりズボンを脱がされたりする、冷たくされたりする、仲間外れにされたり疎外感を感じたりする、というあたりですか。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 そうですね。こういったことについて、学校のほうで、どのカテゴリーに分けてくるかという判断もあります。同じようなことでも学校によって違う態様として捉えているケースがあると思います。

○教育長【鍛代英雄】 菅原委員。

○委員【菅原順子】 わかりました。ありがとうございます。

学力・学習状況調査に関してですが、「自分にはよいところがあると思いますか」とか、「5ページの「話し合い活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができていると思いますか」というあたりがとても伸びているというのは、やはり学級で先生方がよいところ探しといいますか、そういうところを子どもたちの間で教えてくださっている様子とか、話し合い活動を進めてくださっているあらわれだと思います。

4ページの上の3行の文言なのですが、「家で学校の授業の予習・復習をしている」と回答している割合が全国と比べると低い割合を示していますが、「家で学校の宿題をしている」と回答している割合は、全国と比べると、小学校では高いというほど高くもないですね。小学校の宿題をする割合って、5ポイント差で有意差ということですね。するとこれは、全国並みという感じじゃないですか。予習・復習も、優位差があるほど低いわけでは、ぎりぎりですけれどもないかなと思うのですが。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 ご指摘へのお答えの前に、前段のお話しのほうに少しコメントさせていただきます。3ページの「自分にはよいところがあると思いますか」というところ、それから5ページの「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができていると思いますか」という質問が伸びているというところで、私ども、この数値が年々伸びているということは、対象の児童・生徒が違いますので、やはり年度によって数値のばらつきがあるというのは認識しているのですが、ご指摘の項目のように毎年伸びていくということは、学校全体、市全体でそういう取り組みの成果があらわれていると感じておりますので、引き続き、この点は伊勢原の強みとなるよう、

生かしていきたいと思っております。

それで、今ご指摘の4ページのところでございますが、優位差で5ポイント以上というのは、教科に関する調査のほうの数値に関して、5ポイント差の正答率を正答数に直しますと、実は1問も差がないような状況です。児童生徒質問調査のほうは単純に割合を示すパーセントということで、5ポイント以内はという言い方はしていません。ただ、おっしゃるとおり、かなり近い数字ではあるのですが、この差に意味を見出しながら、やはり伊勢原のいいところとし、今後よりこれを伸ばしていきたいという思いも込めておりますので、そういう意味でご理解いただければと思います。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにはどうでしょうか。重田委員。

○委員【重田恵美子】 資料1の、Ⅲの不登校の状況というところで、小中学校トータルで101名の不登校という数字が出ています。ふえた理由としては、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こり得るとして、じっくりと支援を行うという方向性にあるということを記載されていますが、その結果どうなったのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 現状としては、一昨年度の101人という数字と同じ数値になっているのですが、基本的に、これはいわゆる不登校として計上している子の数でございます。実際、ほかにも病気等を理由に、比較的欠席日数が多い子もいるのですが、その総数としてはほぼ横ばいで、少しづつ微増しているような状況です。

その中で、不登校としてカウントしたお子さんが、昨年は若干少なくなったけれども、また今年度元に戻ったという形なのですが、お尋ねの、じっくりと支援を行った結果というところなのですが、例を申し上げますと、中学校で不登校になるお子さんに対して、学校のほうで定期的に連絡をとったり家庭訪問をしながら、登校喚起をする時期もあるのですが、登校するということのみにとらわれるのではなくて、例えば高校進学時、またもう少し先に視点を置いて、最終的にまた学校に通ったり学んだりできるような、長期のスパンでも考えて支援を行います。具体例としては、1年生、2年生のときには休みがちだったけれど、その間ずっと学校が関わり続けていた結果、進路選択の時期を迎えるに当たって、そこで信頼できる学校の先生、今まで関わってくれた先生と話をしながら、進路に向かって徐々に学校に通うようになることがあります。また、それでも中学3年生のときには通えなかつたけれど、高校進学に向けて意識を高めて、高校から頑張ろうという気持ちになった、そういうことも中途にして関わっていくということが、一つの事例として挙げられるかなと思います。

○教育長【鍛代英雄】 重田委員。

○委員【重田恵美子】 その割合というのは、じっくりと見守ってあげて支援をしていく方向性で、その結果、以前よりも子どもたちの精神的な落ちつき等が戻ってくるという方向性は、前よりは強くなっていますか。

○教育指導課長【石渡誠一】 ケース・バイ・ケースで、個々の事案がありま

ですが、学校で丁寧に対応している結果、改善するお子さんがいるという現状ことです。またそういう事案がふえている、ふえていないという数字で示せる資料は、私も今、持ち合わせていないので恐縮ですが、そういう対応を進めていくという意識のほうも学校ではふえていますし、教育センターのほうで教育相談等、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣をしながら対応しておりますので、いいほうに引き続き向かうように努力したいと思っております。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何かございますか。渡辺委員。

○委員【渡辺正美】 確認をさせてもらいたいのですが、資料1に関しまして、いじめの件数と態様のところで、明らかに平成27年度と28年度・29年とは件数が大きく違うのは、これまでの理解ですと、要するに、一定の調査方法が変わったというか、認識が変わったのか。それから、28年度、29年度あたりは、以前と比べて、調査項目を新たに幾つか加えたとか、何か変えたとか、そういうことがあるのかどうかということを、1点お聞きしたい。

もう1点は、1ページ目の、平成29年度、28年度、27年度と、主な結果が全国平均との不登校の児童・生徒数の割合が、1,000人当たりどうなのかという、明らかにこれが出ていますよね。

これを見ると、先ほど重田委員からも質問がありましたように、例えば、平成28年度の本市と全国平均と比べても、1,000人当たりはよくなっているという数字は出るのですが、27年度の全国平均と比べると、あまりよくないということがあります。

この調査結果が公表されますよね。そうすると、要は、学校で先生方は不登校に対してものすごくさまざまな手立てを講じていると。それから、市の教育センターを含め教育委員会もものすごく、さまざまな手立てを講じているわけです。そういうことをうまく表現して、市民に理解していただいたほうが。ずっとこういうことをしているのだけれど、単年度では数値の上下動があるのはわかるのですが、調査結果を発表する中で、その辺をもう少しうまくできないかとちょっと思ったのですが。2点お願いします。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 1点目、いじめの認知件数が平成27年度と比較して28、29年度とふえていることについてでございました。こちらについては、平成28年3月に文科省から、いじめの認知について、もっと細かいもの、要はその捉えをさらに精度を上げましょうということで、資料1の8ページ2行目に、いじめの定義が出ているのですが、「あくまでいじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします」という文言に基づいて対応することを全国で再確認いたしました。例えば、はた目に見て、これはいじめじゃないなどとか、あくまで悪ふざけじゃないのかなと思った事案でも、本人がそのように感じたのであればいじめとして捉えましょうと。この認識をしっかりと高めていきましょうというのが、28年度初めに小中学校にもその確認をしていただいたところです。

そこから数値が大きく動いていく状況となりました。先ほど菅原委員が言ってくださった、相談しやすい、何かあれば先生に伝えれば対応してくれるという空

気をつくっていくことが大事だと思いますので、今後も多少数値はふえるという見込みは持っておりますが、そういう対応で取り組んでまいりたいと考えています。

2点目の、数値がふえることに対する意味合い等について、しっかりと伝えていくべきではないかということで、ごもっともなところだと思います。

これまで、こういったことについては、社会教育委員会議の場ですとか、民生委員児童委員の研修会等において、こういった資料をお示ししてまいりました。数値がふえていることについてご質問があれば、この意味合いはこういうことなんですよ、学校がしっかり対応しているあかしなんですよ、ということをお伝えしているところです。

今ご指摘をいただきましたので、今後そういう場や方法があれば検討して、お伝えできるようにしていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 重田委員。

○委員【重田恵美子】 同じくいじめのところで、3ページ目の、枠の中の下から3行目に、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」という質問がありますが、その「恥ずかしいこと」という、その辺はもっと具体的に把握しておいたほうがいいのではないかなと思います。こういう言い方よりも、先ほどズボンをおろされたりとありました、具体的に記載したほうがいいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、実は気になって私も調べたのですが、態様については、県や国の調査の項目なので、これについてはこちらで云々ということはできないのでこのままなのですが、学校からの報告においては、それぞれもう少し詳しい内容を聞いており、全てのケースについて報告を受けています。

さきほど説明したとおり、「恥ずかしいこと、危険なこと」というのは非常に気になったので、私もそういうものがないかということは確認したのですが、ことしの事案では、そちらに当たるものはなくて、基本的には「嫌なこと」というカテゴリーに当たるまるという確認をしました。

○教育長【鍛代英雄】 永井委員。

○委員【永井武義】 4ページの、いじめに対する日常の取り組みに関しまして、道徳ですか学級活動等でいじめの問題等を取り上げて、授業の参観をさせていただいても、そういうことを非常にしっかりとやっているな、対応できているなど感じているのですが、その中で、「PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」というのが、小学校の場合は6校ということで、4校は実施していないのですが、逆に、実施したというのは、何かいじめの問題が発生したから行ったのか、あるいはいじめを未然に防ぐために行ったのかというようなことが、もしわかれれば教えていただきたいのが1点。

それと、3ページ目の、態様別の認知件数の推移でも見られるのですが、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるということで、実際に、なかな

か目に見えないところのいじめというのが現在多いと思うのですが、SNS上のトラブルというのは、実際にどういったアプリで行われているか、あるいはそういう事例で報告できるものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 2点いただきました。1点目がPTA等の地域の関係団体とともにというところでございますが、個別の学校のケースについては、今、手元に資料がございませんので、後ほど確認してご報告をしたいと思います。

それから、3ページの態様の下から2段目の、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるということですが、私どもで確認しているのは、LINEというアプリがございますが、この中で、例えばグループをつくっているけれど、そこで疎外された、入ってきたらみんなが抜けてしまったとかいうようなことについて被害を訴えた子に対して、学校で対応したというケースを確認しています。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは進ませていただきます。

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 その他ということでございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

事務局も特にないようですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 12月定例会につきましては、12月25日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階の第3委員会室となっております。
以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前9時58分 閉会

----- ○ -----

<配布資料>

□資料1：平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について

□資料2：平成30年度全国学力・学習状況調査の伊勢原市の調査結果について

平成30年11月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成30年11月27日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第3委員会室

開 会

議 事 日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

その他

閉 会

平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」について、神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。

伊勢原市の本調査結果（概要）は次のとおりです。

1 調査対象

伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）

2 調査期間

平成29年度（平成30年3月31日時点）

3 調査内容

- (1) 暴力行為の状況
- (2) いじめの状況
- (3) 不登校児童生徒の状況
- (4) 自殺の状況
- (5) 出席停止の状況

4 主な調査結果

項目	平成29年度			平成28年度			平成27年度					
	小学校	中学校	小中合計	小学校	中学校	小中合計	小学校	中学校	小中合計			
									1,000人あたり			
暴力行為の発生件数 (前年度比較増減)	6 3	13 0	19 3	2.5 1.4	3 84	13 279	2.1 6.3	6 86	13 209	2.5 6.6		
中 地 区	276	261	537	2.5	84	195	279	6.3	209	295		
神奈川県	5,795	3,365	9,160	1.2	4,459	3,299	7,758	11.8	3,289	6,885		
全 国 (1000人あたり)	28,315 (4.4)	28,072 (8.5)			22,841 (3.5)	30,148 (8.8)			17,078 (2.6)	33,073 (9.5)		
いじめの認知件数 (前年度比較増減)	85 12	42 2	127 14	17.0 2.7	73	40	113	14.8	31	19	50	6.5
中 地 区	4,074	644	4,718	10.2	2,641	573	3,214	72.8	848	291	1,139	25.4
神奈川県	16,139	4,073	20,212	2.9	10,607	3,455	14,062	21.3	5,030	2,552	7,582	11.4
全 国 (1000人あたり)	317,121 (49.0)	80,424 (23.9)			237,256 (36.5)	71,309 (20.8)			151,692 (23.2)	59,502 (17.1)		
不登校児童生徒数 (前年度比較増減)	29 4	72 20	101 24	13.5 3.4	25	52	77	10.1	22	79	101	13.1
中 地 区	207	504	711	16.3	168	478	646	14.6	134	418	552	12.3
神奈川県	3,255	8,983	12,238	17.6	2,765	7,627	10,392	15.8	2,319	6,592	8,911	13.4
全 国	35,032	108,999	144,031	14.7	30,448	103,235	133,683	13.5	27,583	98,408	125,991	12.6

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

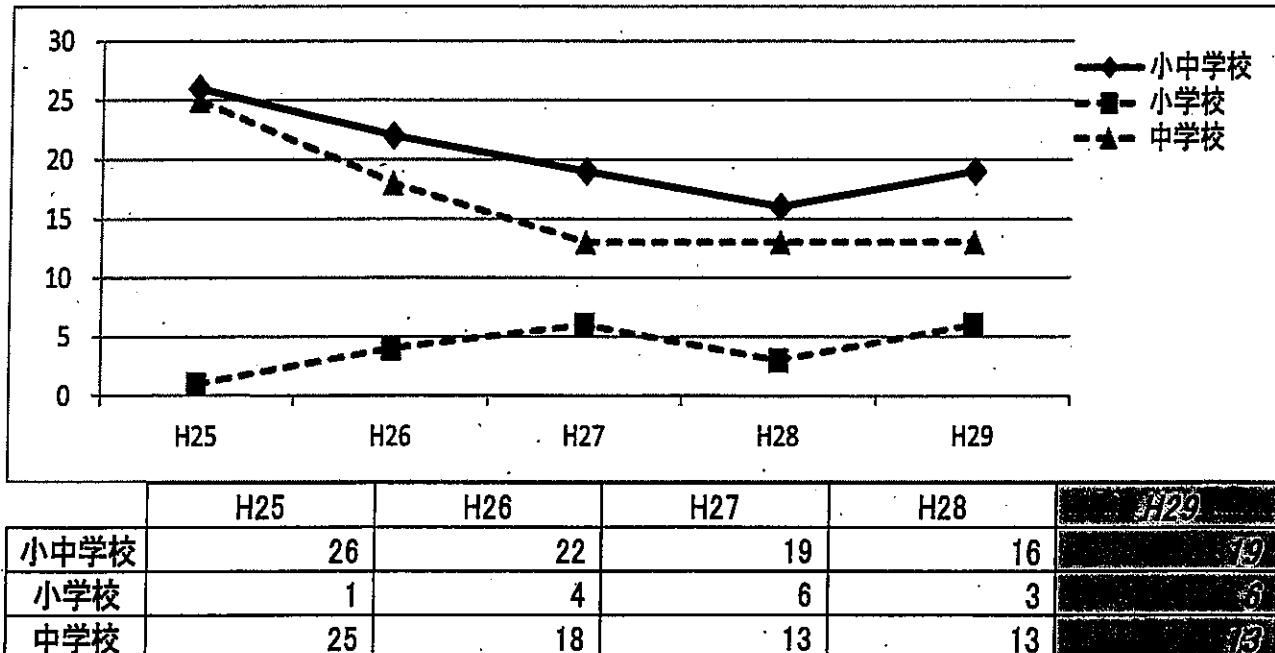
*「中地区」とは、平塙市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公私立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP 8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



- 暴力行為の発生件数は前年度より3件増加し、小中学校合計は19件でした。小学校の発生件数が3件増加しました。増加の一つの要因としてささいなけんかも「暴力行為」として捉えきめ細かな指導に当たっていることが考えられます。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	H25	H26	H27	H28	H29
対教師暴力	0	0	0	0	0
生徒間暴力	1	4	2	3	6
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	0	0	4	0	0
計	1	4	6	3	6

中学校

	H25	H26	H27	H28	H29
対教師暴力	5	3	0	0	0
生徒間暴力	12	9	8	13	13
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	8	6	5	0	0
計	25	18	13	13	13

- 形態別では、生徒間暴力のみの発生でした。主な事例としては次のとおりです。

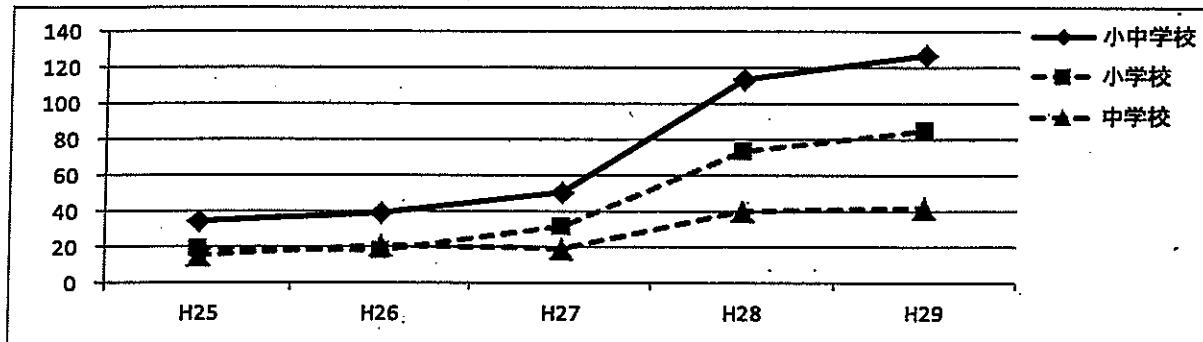
【生徒間暴力】下校時、友達を後ろから押して転倒させた。/休み時間、友達の髪の毛をひっぱった。/教室内で口論になり、暴力行為に至った。/友人からの口頭でのからかいが、エスカレートして暴力行為に至った等。

■加害児童生徒への指導

- 平成2.9年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、21人(小8人、中13人)でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「意欲を持って活動できる場の設定」「学習指導」等の指導を行いました。

II いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



- いじめの認知件数は、前年度より14件増加し、計127件でした。
- いじめ防止対策推進法が施行されて、文部科学省が『いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし』という見解を示したことで国、県とともに認知件数の増加が見られ、市でも同様の傾向が見られます。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。
- なお、平成29年度において重大事態の報告はありません。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

年度	H25		H26		H27		H28		H29	
	小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計	
	小学校	中学校								
小中のいじめの件数合計	34		39		50		113		127	
いじめの件数	19	15	18	21	31	19	73	40	85	42
態様の合計	25	16	42	25	44	24	93	53	110	49
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	14	8	1	13	28	11	52	28	124	125
仲間はずれ、集団による無視をされる。	8	3	2	3	4	4	9	8	11	7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1	1	3	4	8	5	20	10	10	8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	0	1	6	0	0	1	3	1	7	3
金品をたかられる。	0	0	9	1	1	0	1	0	10	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1	2	4	0	1	0	1	1	4	0
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0	1	5	4	0	0	6	1	31	0
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0	0	6	0	1	2	1	2	3	1
その他	1	0	6	0	1	1	0	2	10	2

- 態様別では、「冷やかしやからかい等のいやなことを言われる。」が最も多くなっています。スマートフォン等によるSNS上のトラブルなど、把握・指導が難しい状況もあります。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ クラスの中で悪口を言い合ったり、互いに無視し合ったりする。
 - ・ 体を押されたり、ズボンを脱がれたりする。
 - ・ 冷たくされたりする。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。 等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要がある。また、被害側と学校との間で認識にズレが出ることについても十分留意する必要がある。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースにも教職員は対応するという姿勢を児童生徒全体に示す必要がある。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行う。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図る。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの		解消に向けて取組中		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	51	60.0%	34	40.0%	0	0.0%	85	100.0%
中学校	34	81.0%	8	19.0%	0	0.0%	42	100.0%
計	85	66.9%	42	33.1%	0	0.0%	127	100.0%

改善率： 66.9%

(H30. 3. 31 時点) 100.0%

改善率： H28 からは国により 3ヶ月間何も無いことということが示されており、

認知から 3ヶ月経過していない案件が含まれています。

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続しています。

■いじめに対する日常の取組【校数】

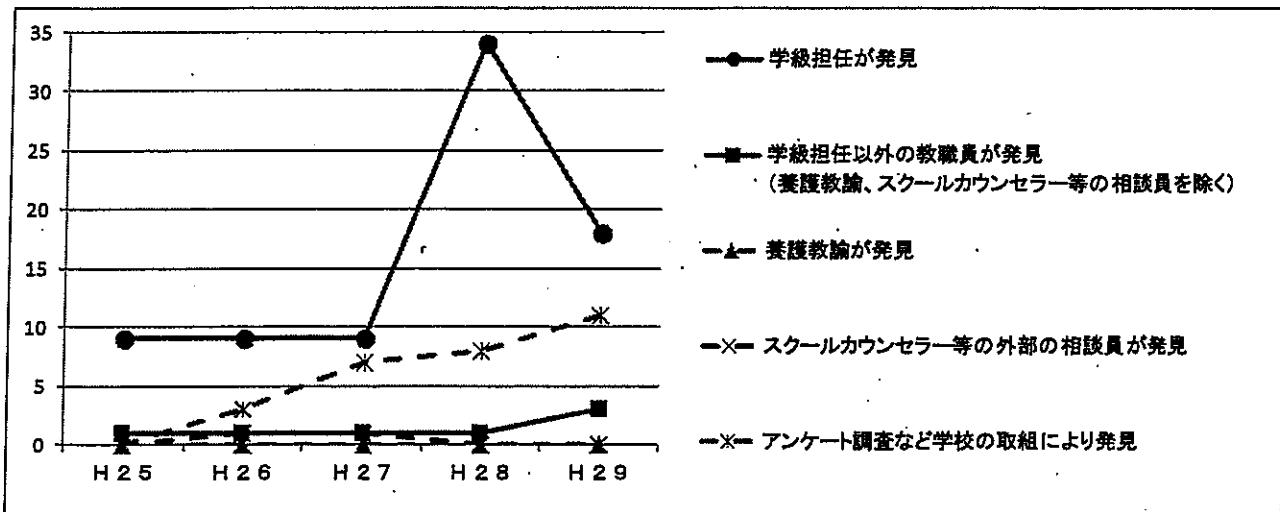
複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり校内研修を実施したりした	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修を実施した	8	80.0%	3	75.0%	11	78.6%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	8	80.0%	3	75.0%	11	78.6%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	6	60.0%	3	75.0%	9	64.3%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	3	30.0%	3	75.0%	6	42.9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%

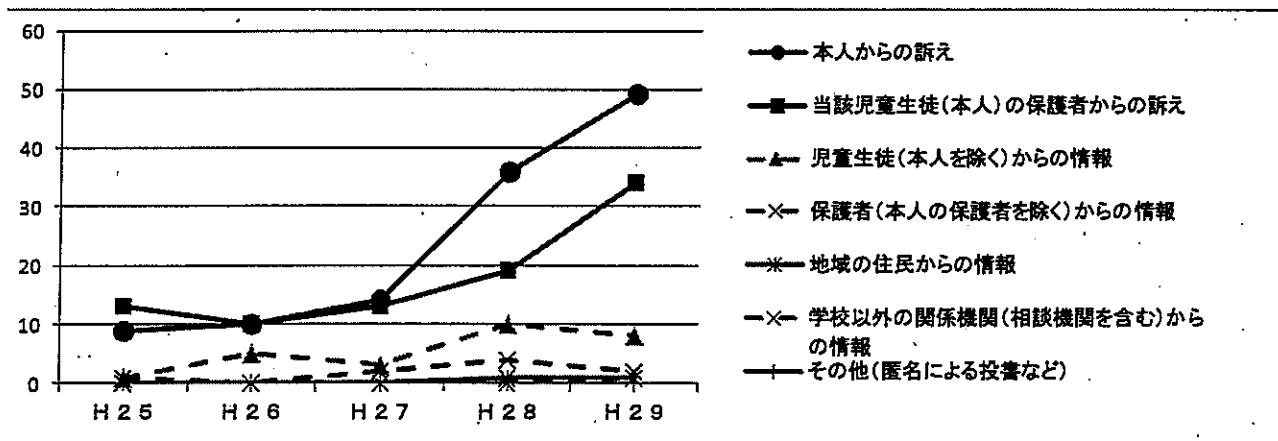
- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 平成26年度からは、いじめ防止基本方針の策定に伴い、PTAや地域、関係機関と連携した取組の充実を図っています。

■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

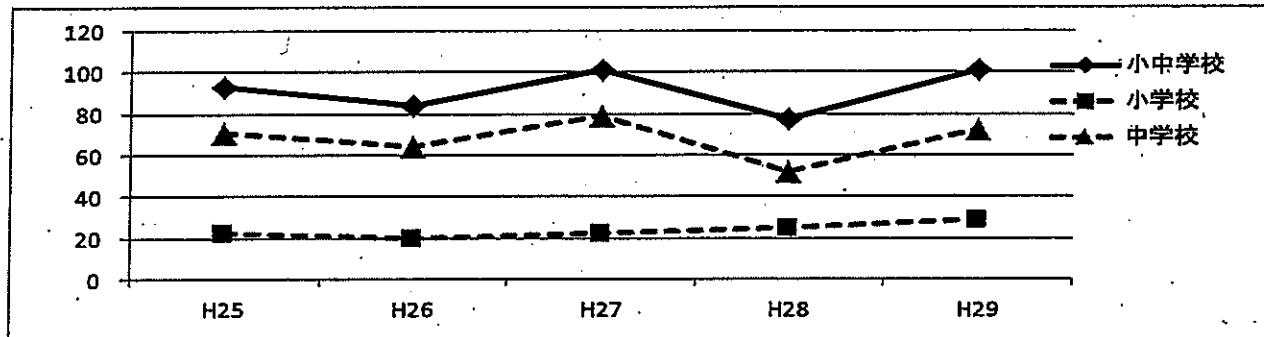


学校の教職員以外からの情報により発見	H25	H26	H27	H28	H29
本人からの訴え	9	10	14	36	49
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	13	10	13	19	35
児童生徒(本人を除く)からの情報	0	0	3	10	11
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	0	2	4	2
地域の住民からの情報	0	0	0	1	3
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	0	0	0
その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	1

- 児童生徒、保護者と学校の間で、日ごろからの交流が大切です。
- アンケート調査や教育相談の実施については、その取組が大切なのはもちろんのこと、学校全体としていじめ防止に取り組んでいるということを周知することで、学校が児童生徒、保護者の訴えを聞くという姿勢を示すことにつながります。
- P T A や地域、関係機関と連携して、児童生徒の安心・安全な体制づくりを推進します。

III 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



- 不登校児童生徒数は前年度から24人増加し、計101人でした。増加の一つの要因として平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援をじっくり行うようになった事が考えられます。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	2	2	6.9%	0	0.0%
	2年生	2	2	6.9%	0	0.0%
	3年生	4	2	6.9%	2	6.9%
	4年生	1	0	0.0%	1	3.4%
	5年生	8	3	10.3%	5	17.2%
	6年生	12	4	13.8%	8	27.6%
	計	29	13	44.8%	16	55.2%
中学校	1年生	23	13	18.1%	10	13.9%
	2年生	20	5	6.9%	15	20.8%
	3年生	29	7	9.7%	22	30.6%
	計	72	25	34.7%	47	65.3%
合計	合計	101	38	37.6%	63	62.4%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の37.6%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	3	10.3%	32	44.4%	35	34.7%
指導中の児童・生徒	26	89.7%	40	55.6%	66	65.3%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒	3	10.3%	28	38.9%	31	30.7%

- 指導・支援の結果、約65%の不登校児童生徒に好ましい変化が見られています。学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

IV 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	0	0	0	0	0
中学校	3	1	1	3	5
合計	3	1	1	3	5

全 国(国公私立小中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	4	7	4	4	6
中学校	63	54	56	69	84
合計	55	67	61	60	90

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組をさらに充実させることが大切です。

V 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	1	0	0
合計	0	0	1	0	0

全 国(公立小中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	0	0	1	4	7
中学校	47	25	14	14	17
合計	47	25	15	18	28

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の間で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

[参考]

○ 暴力行為の定義（文部科学省より）

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人にに対する暴力行為は、調査対象外とします。

① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

② 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

○ いじめの定義（文部科学省より）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起きた場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(注1) 「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身

の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

- (注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。
- (注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含まれます。
- (注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含みます。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○ 不登校及び長期欠席者の定義（文部科学省より）

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連續又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに「不登校」の要因を含む者とする。

平成30年度 全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について

伊勢原市教育委員会

伊勢原市では、児童生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」を実施しました。
伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】平成30年4月17日（火）

【調査対象学年】小学校6年生 833人 中学校3年生 798人

【調査内容】

1 教科に関する調査

- ・ 国語A、算数A・数学A・・・主として「知識」に関する問題
- ・ 国語B、算数B・数学B・・・主として「活用」に関する問題
- ・ 理科・・・主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に出題

2 児童生徒に対する質問紙調査、学校に対する質問紙調査

【調査結果についての留意事項】

- 実施教科が国語、算数・数学、理科の3教科であり、学習指導要領のすべてを網羅するものではないことから、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であること。
- 年度によって問題の質が異なるため、平均正答率の経年変化のみから、学力の向上、低下の傾向を評価することは難しいこと。

1 教科に関する調査の結果から

(1) 平均正答率

小中学校共に、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率と大きな差は見られませんでした。

また、小中学校ともに、国語、算数・数学において「活用」に関する調査については、「知識」に関する調査結果と比べると正答率が低く、知識・技能を「活用」する力に課題が見られました。

《平成30年度教科に関する調査の平均正答数と平均正答率（%）（公立小中学校）》

小学校	国語A		国語B		算数A		算数B		理科	
	正答数	正答率								
伊勢原市	8.0	67	4.1	51	8.5	61	4.8	48	9.5	59
神奈川県	8.4	70	4.3	54	8.9	64	5.2	52	9.5	60
全国	8.5	70.7	4.4	54.7	8.9	63.5	5.1	51.5	9.6	60.3

中学校	国語A		国語B		数学A		数学B		理科	
	正答数	正答率	正答数	正答率	正答数	正答率	正答数	正答率	正答数	正答率
伊勢原市	24.4	76	5.7	63	23.8	66	6.8	49	18.6	69
神奈川県	24.2	78	5.8	62	23.8	66	6.7	48	17.7	68
全国	24.3	76.1	5.5	61.2	23.8	66.1	6.6	46.9	17.9	66.1

※平成29年度から県及び市の平均正答率は整数表示

(2) 教科・設問ごとの分析結果

教科に関する調査結果について、各教科・設問ごとに分析したところ、習得の状況が良好であると見られる特長と指導の改善・充実が求められる課題とが見られました。

～主な特長と課題～

小学校	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> 相手や目的に応じ、自分が伝えたいことについて事例などを挙げながら筋道を立てて話すこと。【A問題】 話合いの参加者として、質問の意図を捉えること。【B問題】
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 話し手の意図を捉えながら聞き、自分の意見と比べるなどして考えをまとめること。【B問題】 文の中における主語と述語との関係などに注意して、文を正しく書くこと。【A問題】
	算数	特長	<ul style="list-style-type: none"> 示された情報を解釈し、条件に合う時間を求めるこ。【B問題】 異種の二つの量のうち、一方の量がそろっているときの混み具合の比べ方を理解すること。【A問題】
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 示された考えを解釈し、条件を変更して数量の関係を考察し、分配法則の式に表現すること。【B問題】 180° や 360° を基に分度器を用いて、180° よりも大きい角の大きさを求めるこ。【A問題】
中学校	理科	特長	<ul style="list-style-type: none"> より妥当な考えをつくりだすために、2つの異なる方法の実験結果を分析して考察すること。 堆積作用について、科学的な言葉や概念を理解すること。
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 実験結果から言えることだけに言及した内容に改善し、その内容を記述すること。 より妥当な考えをつくりだすために、実験結果を基に分析して考察し、その内容を記述すること。
	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> 話の展開に注意して聞き、必要に応じて質問すること。【B問題】 段落相互の関係に注意し、読みやすく分かりやすい文章にすること。【A問題】
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 話合いの話題や報告を捉えて的確に話すこと。【A問題】 目的に応じて文章を読み、内容を整理して書くこと。【B問題】
中学校	数学	特長	<ul style="list-style-type: none"> 見取り図、投影図から空間图形を読み取ること。【A問題】 文字式に数を代入して式の値を求めるこ。【A問題】
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 絶対値の意味を理解すること。【A問題】 事象を数学的に解釈し問題解決の方法を数学的に説明すること。【B問題】
	理科	特長	<ul style="list-style-type: none"> 豆電球と豆電球型のLEDの点灯の様子と電力との関係を指摘すること。 実験の結果を示した表から電流の値を読み取ること。
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 風向の観測方法や記録の仕方に関する知識・技能を活用すること。 神経系の働きについての知識を身に付けること。

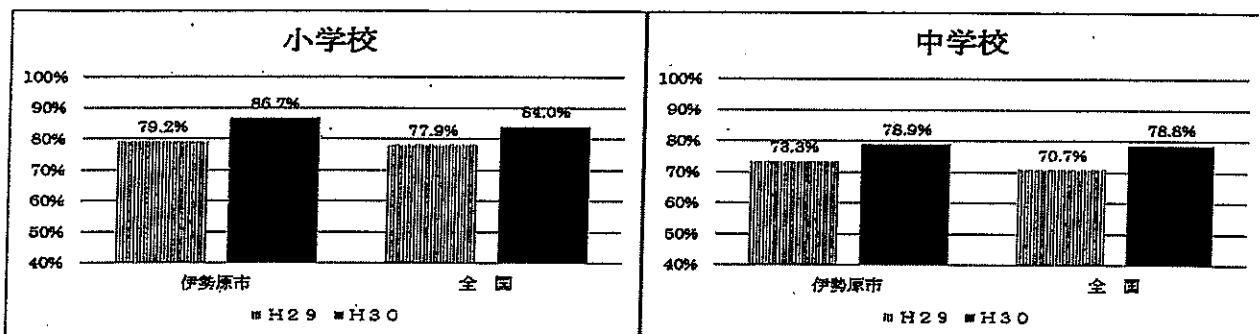
2 児童生徒質問紙調査の結果から

* 各グラフの数値は、質問に対して「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示す。

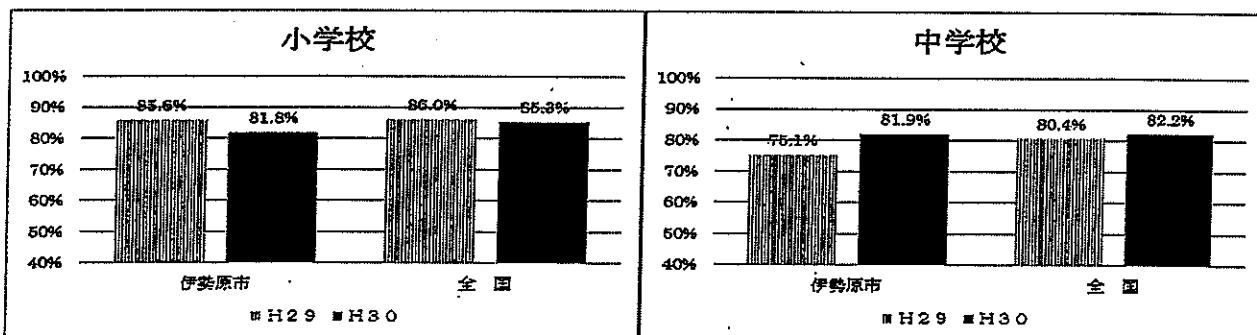
(1) 児童生徒の生活に対する意識に関して

- 「自分には、よいところがある」と感じている児童生徒の割合が、全体的に高まっている傾向があり、各校での教育活動や道徳教育などにおける一定の成果が表れていると思われます。一人ひとり適切な評価に努め、よいところは積極的に褒める等、個に応じた指導を更に充実させることに留意する必要があります。
- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答している割合は、全体的に高い割合を示していますが、引き続き、児童生徒の意識を高めていく必要があります。

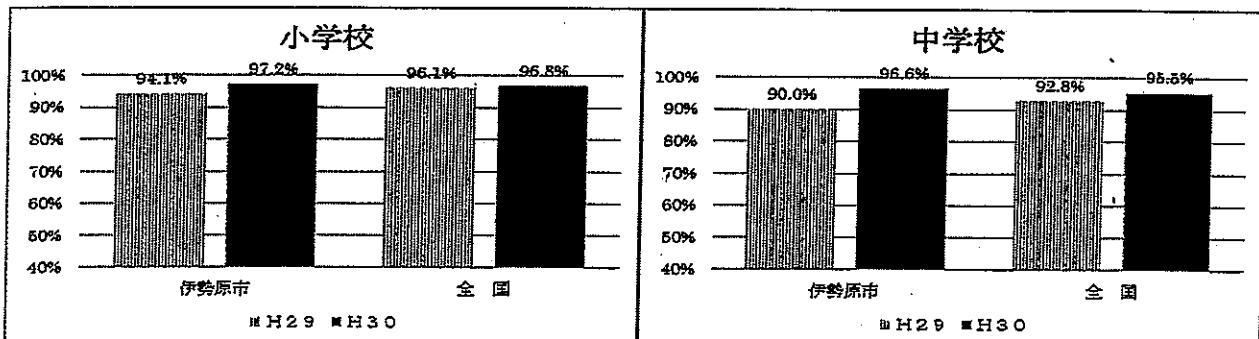
Q 「自分には、よいところがあると思いますか」



Q 「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」



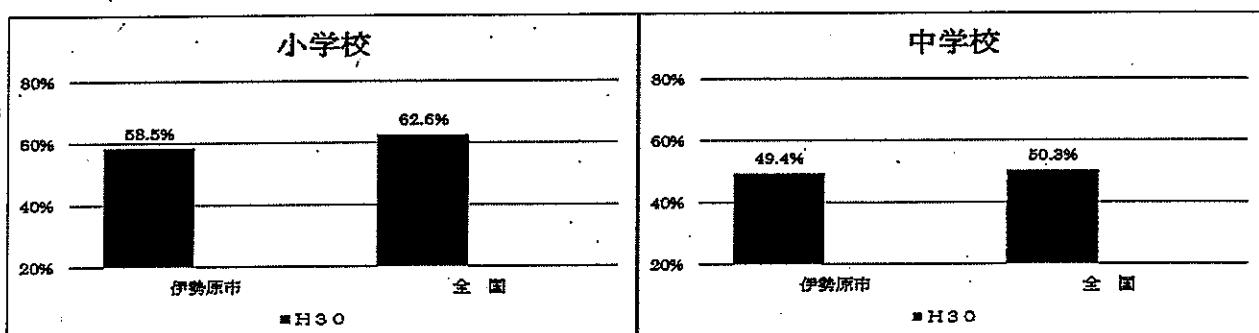
Q 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」



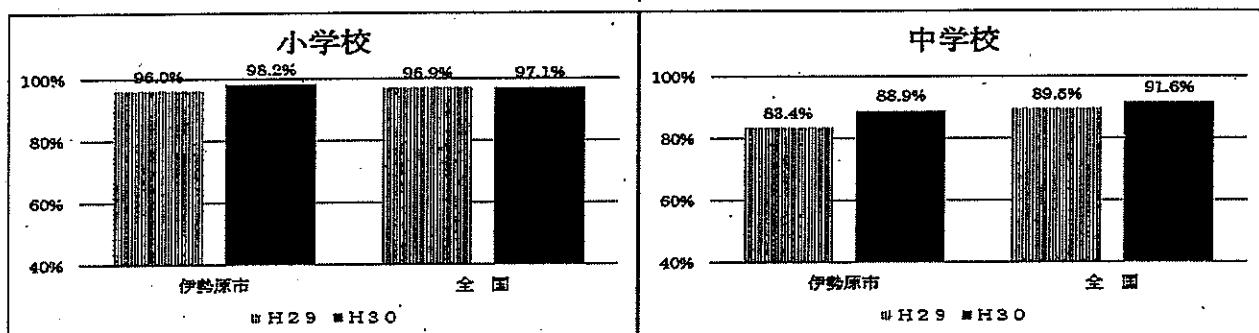
(2) 家庭学習について

- 「家で学校の授業の予習・復習をしている」と回答している割合は全国と比べると低い割合を示していますが、「家で学校の宿題をしている」と回答している割合は全国と比べると小学校では高い割合となりました。
- 宿題をするなど家庭学習する習慣は身に付いています。引き続き、家庭学習についての学習方法や家庭への指導や啓発を図っていく必要があります。
- 勉強の時間と正答率の関係は一概には言えませんが、家庭学習を全くしない児童生徒への支援の必要があります。勉強の仕方や自分の学習課題が明確になることで、主体的に学習を取り組めるようになります。学校と家庭が連携をして、学校の学びを家庭へつなげることが大切です。

Q 「家で学校の授業の予習・復習をしていますか」（新規）



Q 「家で学校の宿題をしていますか」

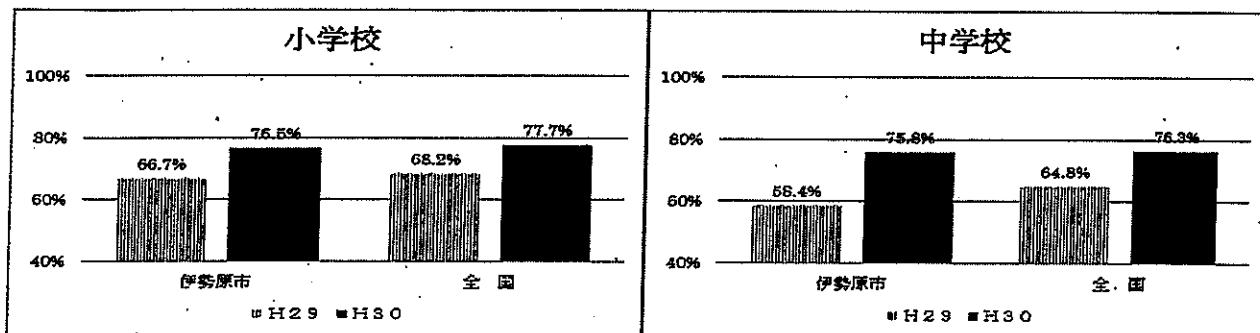


(3) 主体的・対話的で深い学びの視点から

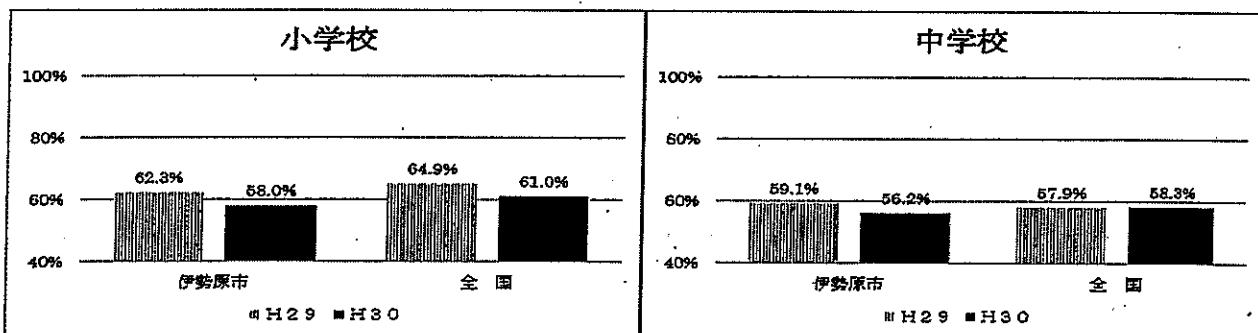
○「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と感じている割合は、全国と比較して大きな差はなく、昨年度と比べると、割合が増加している傾向にあります。

○学級で話し合う活動をする取組が充実してきていることがうかがえます。引き続き、思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語能力の育成に当たって、発達段階に応じた問い合わせを設定するなど指導を工夫していくことが重要です。

Q 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」



Q 「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」

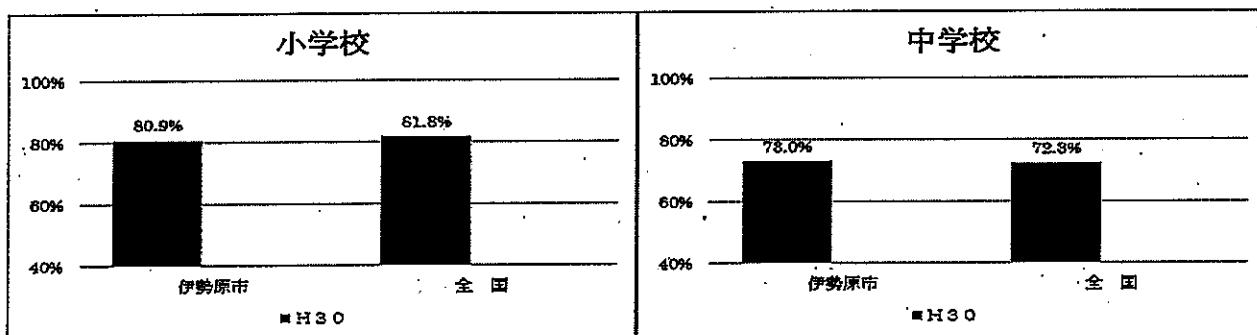


(4) 理科の授業に関して

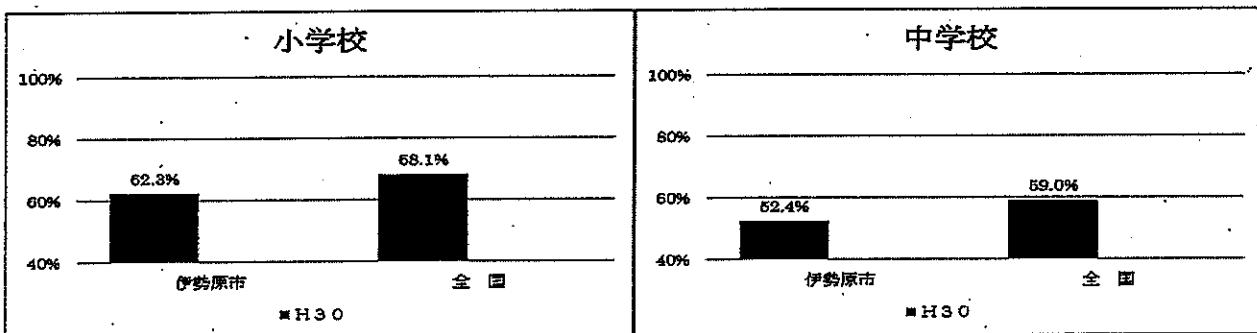
○理科の授業で、観察や実験の結果から考察しわかったことを考えることは、全国と比較して大きな差ではなく高い割合になりました。しかし、観察や実験の進め方や考え方方が間違っていないかを振り返って考えることは低い割合になりました。

○理科の授業では、実験や観察を見通すこととともに振り返って考えることが大切です。振り返って考えることによって、学習内容の確実な定着を図るとともに、妥当性を検討するなど総合的に振り返る力を付けることができます。振り返りをしてまとめる活動を計画的に授業に取り入れることが重要です。

Q 「理科の授業で、観察や実験の結果から、どのようなことがわかったのか考えていますか」



Q 「理科の授業で、観察や実験の進め方や考え方方が間違っていないかを振り返って考えていますか」



3 児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果から

児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のような児童生徒ほど、教科の正答率が高いという傾向が見られました。

- 朝食を毎日食べている。
- 家で、自分で計画を立てて学習している。
- 家で宿題をしている。
- 家で教科書を使いながら学習している。（中学校）
- 地域や社会の出来事に関心がある。
- 自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している。
- 話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている。
- これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた。

4 学校がよりよい授業実践に向けて重視していきたいこと

各学校では、次のような点を重視し、全学年・全教科を通じて授業の充実を図る必要があります。

- ☆ めあて、自分の考え、授業のポイントをノートに書かせ、授業のめあてが達成できたか、授業で何が分かったか、何ができるようになったか、振り返りを行う。
- ☆ 発問や指示を厳選し、子どもの考える時間（書く時間）・相談する時間・深め合う時間の大切にする。
- ☆ 実生活における事象との関連を図った授業を行う。
- ☆ 言語活動については、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて学校全体で取り組むこと。
- ☆ I C T（情報通信技術）を活用した授業を行うこと。
- ☆ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができる機会を設けること。

【小学校国語】

- 共通点や相違点を明らかにしたり、複数の事柄を関係付けたりしながら、話す、聞く、書く、読むこと。→言語活動を通して力をつけること。
- 言語環境を整えること。（漢字、読書、慣用句など）→日常生活の中で触れることを通して身につけること。

【小学校算数】

- 作業的・体験的な活動を通して、数量の関係について理解できるようにすること。
- 日常生活の事象を表やグラフを基に、複数の観点で考察したり表現したりすること。

【小学校理科】

- 既習の内容や生活経験と関連付けて話し合う場を設定し、提示された自然の事象・現象を捉えることができるようすること。
- 問題を確認し、実験などで得られた結果を根拠とした考察を行い、実験結果から言えることだけに言及した内容かどうかについて検討すること。

【中学校国語】

- 言語活動を通して、「情報を得る」→「得た情報を整理し、的確に理解する」→「得た情報を活用して表現する」力を身につけること。
- 学習したことを意識的に使用すること。→国語への関心・意欲・態度を高めること。

【中学校数学】

- 身近なものについて視点を決めて観察し、平面図や立体図などに表現して、その空間図形のもつ性質を考察する活動を取り入れること。
- 事象を数学的な解釈に基づいて捉え、その性質を理解すること。

【中学校理科】

- 自分の考えを持ち、自分や他者の考えを検討して改善する学習活動の充実を図ること。
- 日常生活や社会との関連を図り、理科を学ぶことの意義や有用性を実感できるようにすること。

5 家庭にお願いしたいこと

進んで学ぶ子どもを育てるために、家庭においても特に次の点について、ご指導をお願いします。

- 規則正しい生活習慣を心がけましょう。
例) 早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習や読書等の習慣 等
- 家族で、学校や社会での出来事、将来のことなどについて話をしましょう。
- 日常生活の中での「達成感」を大切にしましょう。
例) 家庭の中で子どもに役割を与えましょう、子どものがんばりをほめましょう 等
- ボランティア活動や地域の行事等に一緒に参加しましょう。
例) 市民総ぐるみ大清掃、公民館まつり、総合防災訓練、地区・学区体育祭などへの参加 等
- テレビゲームや携帯電話・スマートフォン等の使い方について、話し合いましょう。
「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」
「スマートフォンをスマートに ~大切なのは自制心~」

(平成27年度伊勢原市中学生からのスローガン)



伊勢原市教育委員会では、家庭学習の手引きとして、冊子『学びのすすめ』を作成し、学校を通じて家庭に配布しています。ぜひご活用ください。

参考) 冊子『学びのすすめ』は伊勢原市教育センターのウェブサイト内リンクリストからダウンロードできます。 (<http://www.isehara.ed.jp/center/>)